

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	インテリジェンス政策をめぐる国会論議と今後の政策の動向
著者 / 所属	柿沼 重志 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	488 号
刊行日	2026-10-27
頁	3-17
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20261027.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

インテリジェンス政策をめぐる国会論議と今後の政策の動向

柿沼 重志

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 連立政権合意書で掲げられた政策
3. インテリジェンス政策に関する国会論議
 - (1) 民主的統制の在り方
 - (2) 対外情報庁の設置等
 - (3) 外国からの干渉を防止するための仕組み
 - (4) 職員等の安全確保措置等
 - (5) 情報保全措置
 - (6) 情報部門における専門人材の確保等
 - (7) 養成機関の実現、共同研究を始めとした人材育成
 - (8) 情報収集衛星
 - (9) 通信傍受情報
4. 今後のインテリジェンス政策の動向
 - (1) 民主的統制
 - (2) 対外情報庁の設置等
 - (3) 防諜法制の整備
 - (4) インテリジェンス基盤の強化
 - (5) 内閣衛星情報センターの人員増強等
 - (6) シギント能力の強化
5. おわりに

1. はじめに¹

第221回国会（特別会）において、「国家情報会議設置法案」が国会に提出され、令和8年5月27日、参議院本会議で可決し、成立した。

¹ 本稿は令和8年10月6日現在の情報に基づく。

高市早苗内閣総理大臣は、同日の法案成立後の会見で、「本法律では、複雑で厳しい国際環境の中で、我が国のインテリジェンス²の基盤を整備する、そして情報力を高めることによって、直面する困難な課題に的確に対応する、国民の皆様の安全、安心を守る、そして国益を守る、こういったものである。国会審議の中では、プライバシーなどに関する御懸念の声も示されたが、本法律は行政機関相互の関係を律するものであり、そのようなリスクを高めるようなものではない。国家情報会議や国家情報局については、衆参両院の附帯決議も踏まえ、運用していく。本法律は、我が国のインテリジェンス機能を強化するための改革の第一歩と申し上げてきた。その他のインテリジェンス施策について、現時点で具体的な内容を申し上げる段階にはないが、様々な意見をしっかりと伺いながら、一つ一つ丁寧に、かつ着実に、検討を進めていく」旨を述べた³。

「国家情報会議設置法」（令和8年法律第28号）は、令和8年6月3日に公布、同年7月31日に施行された。また、同日、国家情報局⁴が発足するとともに、国家情報会議（議長は内閣総理大臣）の初会合が開催された。

また、令和8年8月5日、自由民主党インテリジェンス戦略本部は、提言「我が国の『情報防衛力』の強化に向けて一開かれた社会を、隠れた工作から守る」（以下「自民インテリジェンス本部提言」という。）を公表した⁵。なお、自民インテリジェンス本部提言では、情報防衛力について、国民を監視するための力ではなく、外国勢力による隠れた工作から、国民の自由な判断と民主主義の公正を守るための力であると定義し、政府が本年夏を目途に立ち上げる予定の有識者会議（「政府有識者会議」）における検討に資するべく、情報防衛力の強化に向けた法制及び体制の選択肢と論点を提示するものであるとされている。

その後、令和8年9月28日には、内閣総理大臣の下に開催される「インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議⁶」（座長：渡部俊也東京大学名誉教授）の初会合が開催され、高市総理からは、「外国による不当な干渉の防止策の強化、また、対外情報機能の充実といった取組を、更に進めていかなければならない⁷」旨、また「政府の情報活動の中長期的な推進方策を国家情報戦略として取りまとめ、公表することが必要と考えている」旨の発言があった⁸。

本稿では、令和7年10月20日の「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（以下「連立政権合意書」という。）、国会情報会議設置法案をめぐる衆参の本会議、内閣委員会及び連合審査会で行われた国会論議のうち、法案の内容そのものではなく⁹、インテリジェンス

² インテリジェンスとは「政策決定者が国家安全保障上の問題に関して判断を行うために政策決定者に提供される、情報から分析・加工された知識のプロダクト、あるいはそうしたプロダクトを生産するプロセス」とされる（小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』（講談社、令7.4）70～71頁）。

³ 首相官邸ウェブサイト〈<https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202605/27kaiken.html>〉

⁴ 国家情報局長には内閣情報官を務めていた原和也氏（警察庁出身）が就任した。

⁵ 自由民主党ウェブサイト〈https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/213980_2.pdf〉

⁶ 同有識者会議の設置期限は、令和11年6月30日とされている。

⁷ 同有識者会議における法整備の議論に当たっては、「自民インテリジェンス本部提言がたたき台になる」旨の見方がされている（『日本経済新聞』（令8.9.29））。

⁸ 首相官邸ウェブサイト〈<https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202609/28intelligence.html>〉

⁹ 同法案提出に至る経緯や修正案等の提出を含めた審議経過、同法案の内容及び主な国会論議に関しては、河村健太郎「政府の情報部門の司令塔機能の強化－国家情報会議設置法案の国会論議－」（『立法と調査』No.

政策の全般的な内容に関係するもの、そして衆参内閣委員会の附帯決議¹⁰等を中心に整理するとともに、自民インテリジェンス本部提言を基に今後のインテリジェンス政策の動向について俯瞰する。

2. 連立政権合意書で掲げられた政策

連立政権合意書では、国家情報会議設置法制定後の今後の「インテリジェンス政策」に関連して、以下の3点が挙げられた（図表1）。

図表1 連立政権合意書で掲げられた政策

- | |
|---|
| <p>① 令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。</p> <p>② 情報要員を組織的に養成するため、令和9年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。</p> <p>③ インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について、令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。</p> |
|---|

（出所）「連立政権合意書」（令7.10.20）

3. インテリジェンス政策に関する国会論議

（1）民主的統制の在り方

今後のインテリジェンス政策を検討する際における民主的統制の在り方について、高市総理からは「我が国の行政組織や制度、情報活動に必要となる権限や手法に係る整合性、実効性、バランスを十分に考慮した上で適切な結論を得るべきものと考えている。これらの方向性やスケジュール感などについては、確たることを申し上げられる段階にはないが、様々な方から御意見を賜りながら丁寧に進めていきたい」旨の答弁があった¹¹。また、木原稔内閣官房長官からは「例えば、犯罪捜査のための通信傍受については、その根拠法¹²で裁判所の令状発付が要件とされているほか、実施状況に関する国会報告の規定が置かれている。また、特定秘密の指定及び解除並びに取扱者の適性評価については、特定秘密保護法¹³とその施行に合わせて改正された国会法¹⁴に関連の規定が置かれている。また、アクティブサイバーディフェンス¹⁵のための通信情報の取得に当たっては、その根拠法¹⁶で第三者機

485（令8.7）〈https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/2026pdf/20260713003.pdf〉を参照。

¹⁰ 衆議院ウェブサイト〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku8F608683D26A45B149258DFB00084880.htm〉

参議院ウェブサイト〈https://www.sangiin.go.jp/jpn/gianjoho/ketsugi/221/f063_052601.pdf〉

¹¹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第6号11頁（令8.4.17）

¹² 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（平成11年法律第137号）

¹³ 「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）

¹⁴ 昭和22年法律第79号

¹⁵ 脅威を事前に検知し、脅威が顕在化する前に対応策を講じることにより、サイバー攻撃の発生や被害の発生・拡大を防ぐことであり、能動的サイバー防御ともいう。

¹⁶ 「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」（令和7年法律第42号）のことを指す。なお、同法の略称は、サイバー対処能力強化法。

関¹⁷の設置と監視の規定が置かれている。今後、政府において、仮に国民の権利利益に関わる同様の法制度を検討する場合には、こうした先例を参考にしながら、必要かつ相当な措置を併せて検討していくことになるのではないかと考えている」旨の答弁があった¹⁸。

なお、政策の第一歩と位置付けられた国家情報会議設置法案における民主的統制について、木原内閣官房長官からは「本法案は行政機関相互の関係を律する組織法であり、新たな調査権限や捜査権限を付与する規定は置いていない。加えて、各省庁の情報活動はそれぞれの主任の大臣の監督の下でこれまでと変わらない所掌事務や権限に基づいて適切に行われるものであり、本法案はこのことに何ら変更を加えるものではないため、国会による統制や独立した第三者による監視の仕組みというのを本法案に設けるということはしていない」旨の答弁があった¹⁹。一方で、海渡雄一参考人²⁰からは「各国の法制度は、組織法の中で情報機関の活動を定め、それが守られているかどうか監督するための監督機関を作るという立て付けであり、統制のことを後回しにすべきではない」旨の見解が示された²¹。

また、インテリジェンス政策に対する国民の信頼を得るための手段について、小林良樹参考人²²からは「国民の信頼を得るためには、いろいろな手段があり、一つは、インテリジェンス組織そのものが自主的に透明性を高める、説明を高めるということがある。それと、もう一つが、第三者によるところの監督を受けるということである。この第三者というのがまたいろいろあり、行政府の中に独立性の高い監察官のような組織を設ける場合、それから立法府による場合、アメリカのように裁判所がその任に当たることもあるし、また、独立性の高い第三者行政組織のようなものが当たる場合がある。学術的にはそれぞれにメリット、デメリットがあり、どれが必ず優れているというわけでもない。そのメリット、デメリットを精査して、どれが我が国の政治、社会状況に一番合うかということを是非十分に御議論していただきたい」旨の見解が示された²³。

これらの議論を踏まえ、衆参の内閣委員会では「一層のインテリジェンスに係る態勢の整備を仮に検討する場合には、インテリジェンスに係る態勢の整備が国家の存立及び国民の安全の確保に関わる重要な課題であるとの認識の下に、我が国の健全な民主主義の根幹の維持を始め国益に寄与することを旨として行うこと。あわせて、政治的中立性及び国会による民主的統制が確保されるとともに、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことに留意すること」等を求める附帯決議が付されている²⁴。

（２）対外情報庁の設置等

対外情報庁を将来的に設置する目的について、木原内閣官房長官からは「戦後最も厳し

¹⁷ 令和８年４月１日に発足したサイバー通信情報監理委員会のことである。

¹⁸ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第9号7頁（令8.5.21）

¹⁹ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号5頁（令8.5.21）

²⁰ 弁護士

²¹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第8号8頁（令8.5.19）

²² 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

²³ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第5号15頁（令8.4.16）

²⁴ 衆議院附帯決議項目9及び参議院附帯決議項目11。このほか、衆議院附帯決議8及び参議院附帯決議10も民主的統制に関するものである（本稿3.（2）を参照）。

く複雑な安全保障環境において、危機を未然に防ぎ、国民の安全や国益を守るためには、政府の対外情報機能についても充実させていくとともに、情報要員の組織的な養成を着実に進めていくことが重要である。そのための体制の検討や情報収集の手段、あるいは研修や訓練といった人材の育成など、重要な課題が多くまだ残っており、様々な方々の御意見を賜りながら、丁寧に検討を進めていきたい」旨の答弁があった²⁵。

また、平成26年に衆参両院に情報監視審査会を設置するために国会法（昭和22年法律第79号）の改正が行われた際の改正附則第3項に、「我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」との規定が置かれている。これに関連して、政府参考人（内閣官房）からは「仮に、今後、対外情報を収集するための行政機関の設置の法制度を検討する場合について、当該機関が外国において仮装身分により情報活動に従事をしたり、金銭を対価とする情報提供を求める活動を行ったりすることを併せて検討するときには、こうした活動の状況につきまして、適切に国会が監視することを前提に検討を進めるということは考えられ、十分配慮する必要があると考えている」旨の答弁があった²⁶。また、北村滋参考人²⁷からは「国会の統制については、附則の関係もあり、国会においてどのような形で、どの組織や作用についてオーバーサイトしていくのか、まさに国会の方でお決めいただくことと理解している」旨の見解が示された²⁸。

さらに、対外情報庁設置の法制度が実施された場合の国家情報会議及び国家情報局に対する情報提供に関して、政府参考人（内閣官房）からは「国家情報会議及び国家情報局の集約し得る情報は質的量的に大きく変わることも考えられることから、それらによる国家情報会議及び国家情報局に対する情報提供の状況を国会の監視対象とすることも検討することについて十分配慮する」旨の答弁があった²⁹。

なお、G7諸国における対外情報機関について、政府参考人（内閣官房）からは「我が国を除くG7諸国の中で、対外情報機関を有していない国はないと理解している。米国ではCIA³⁰、英国においてはSIS³¹（通称MI6）等がそれぞれそれに該当する機関である」旨の答弁があった³²。

これらの議論を踏まえ、衆参の内閣委員会では「対外情報を収集するための行政機関の設置の法制度や、いわゆるスパイ活動を含む外国による我が国に対する不当な影響力の行使を防止するための法制度であって国民の権利利益を制約するものを仮に検討する場合には、適切に国会が監視できるようにすることを前提に検討すること。また、これらの法制度が実施された場合、国家情報会議及び国家情報局の集約し得る情報は質的量的に大きく

²⁵ 第221回国会衆議院内閣委員会法務委員会外務委員会安全保障委員会連合審査会議録第1号20頁（令8.4.22）

²⁶ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第7号10頁（令8.4.22）

²⁷ 北村エコノミックセキュリティ合同会社CEO、元国家安全保障局長・内閣特別顧問、元内閣情報官

²⁸ 第221回国会参議院内閣委員会議録第8号9頁（令8.5.19）

²⁹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第7号10頁（令8.4.22）

³⁰ Central Intelligence Agency

³¹ Secret Intelligence Service

³² 第221回国会参議院内閣委員会議録第6号21頁（令8.5.12）

変わることも考えられることから、それらによる国家情報会議及び国家情報局に対する情報提供の状況を国会の監視対象とすることも検討すること」との附帯決議が付された³³。

（３）外国からの干渉を防止するための仕組み

外国からの干渉を防止するための仕組みについて、木原内閣官房長官からは「政府としても、我が国をターゲットとして、外国の情報機関による諸工作は現実には日本では活発に行われていると認識をしている。そうした不正な干渉を防止するための仕組みが求められている。現在、この関連する課題や論点を整理しているところであり、具体的な方向性や実施時期を示せる段階にはないが、様々な方々から御意見を賜りながら、丁寧に検討を進めていく所存である」旨の答弁があった³⁴。また、この点について、政府参考人（内閣官房）からは「外国勢力が我が国の意思決定や世論形成に不当に干渉するリスクが高まっており、そうした活動を阻止するための仕組みが求められている。これについて、まず、対象となる活動をどのように類型化できるのかということ、それに対してどのような規制の方法が考えられるのかということ、さらに、所管する行政機関がどのような監督措置を講じることが考えられるかといったことについて検討しているところである」旨の答弁があった³⁵。

特に、外国代理人登録制度の必要性について、高市総理からは「外国政府などの指示や依頼によって政策誘導や世論形成のために政府や議会に働きかけを行ったり、情報活動や宣伝活動を行ったりする人物又は団体に対して届出や登録を義務付ける制度として米国や英国などでは既に整備されていると承知している。外国による不当な干渉を防止するための制度として、我が国においても検討する必要があると考えている。ただ、こうした制度は、民主主義を守る機能が認められる一方で、国民の権利利益にも関わり得るものであり、丁寧な検討が求められる。届出や登録の対象をどうするかを今すぐ答える段階にはなく、様々な御意見を賜りつつ、丁寧に検討を進めていく」旨の答弁があった³⁶。また、木原内閣官房長官からは「外国情報機関の関与する諸工作というのを典型に、透明化が図られるべき活動ほどその届出や登録を逃れる動きがあるということ、これも想定されるので、そうした活動の把握をどのように行っていくかという点も今後の検討に当たり十分に配意していく」旨の答弁があった³⁷。

さらに、同制度の海外における整備状況について、政府参考人（内閣官房）からは「米国では戦前から整備されているものであり、近年、英国やフランスなどの民主主義国においても同様の制度が相次いで創設されてきている」旨の答弁があった³⁸。

（４）職員等の安全確保措置等

仮装身分での活動及び職員等の安全確保措置について、高市総理からは「外国の情報機

³³ 衆議院附帯決議項目 8 及び参議院附帯決議項目 10

³⁴ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第 1 号 14 頁（令 8. 5. 21）

³⁵ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第 10 号 13 頁（令 8. 5. 26）

³⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第 10 号 4 ～ 5 頁（令 8. 5. 26）

³⁷ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第 9 号 8 頁（令 8. 5. 21）

³⁸ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第 7 号 9 頁（令 8. 5. 14）

関の職員が別の身分によって職務に当たることが許されていたり、情報機関の職員による行為について一定の場合に違法性が阻却されたりする例があることは承知している。また、我が国においても、警察において一定の犯罪を捜査するに当たって仮装身分による捜査が導入され、昨年1月に実施要領³⁹が定められた。我が国の情報活動においてこうした方法を取るものの適否につき、まだ定まった方針はないが、有効性や危険性などを踏まえた導入可能性については研究すべき課題の一つだと考えている。また、対象国の機関や対象組織が情報活動に従事する者に危険を及ぼす可能性も視野に入れば、十分な安全対策を講ずることは重要である。いわゆるセーフハウスと呼ばれる安全な拠点や住まいの確保もまた、研究課題の一つだと考えている」旨の答弁があった⁴⁰。

情報提供者の安全確保措置について、大澤淳参考人⁴¹からは「アメリカの例などを考えると、情報提供者をどういうふうにするのかということインテリジェンス機関として必死にやっている。ヒューミント⁴²を育成する場合には、インテリジェンス機関が情報提供をする人間を守る、こういった制度をつくるのがまず大事だと思う」旨の見解が示された⁴³。

（５）情報保全措置

職員及び施設・設備等についての情報保全措置について、木原内閣官房長官からは「職員について、その職責の重みを自覚させるということだけでなく、外国情報機関が秘密の取得を図る手口や動向を実例も交えて教示をし、秘密保全の意識を徹底的に高めることが何よりも重要だと考えている。その上で、特定秘密を取り扱う職員については、法定の適性評価の着実な実施であるとか幹部職員による面接指導、定期、臨時での保全検査等の措置を講じてまいりたい。また、その施設については、内調⁴⁴においても徹底的に指導しているが、その執務室におけるＩＣカードや生体認証による入退室管理、執務室への許可を得ない電子機器の持込みの禁止など厳格な措置を講じているが、それを更に徹底する必要がある。国家情報局において、引き続き万全の措置を講じて執務環境を整備していく所存である」旨の答弁があった⁴⁵。

また、内調から国家情報局への改組に当たっての執務室の移転等について、政府参考人（内閣官房）からは、「執務室の移転は予定をしていない。内調で行っている保全措置を引き続き厳格に講じていく予定であり、秘密保全措置としてはこれで十分なものと評価をしている。将来的なこととして、軍事攻撃にも耐え得る堅牢な施設への入居については、実現には様々大きなハードルがあるのではないかと認識をしている」旨の答弁があった⁴⁶。

これらの議論を踏まえ、参議院内閣委員会では「国家情報会議及び国家情報局には機密

³⁹ 令和7年1月23日に仮装身分捜査実施要領が定められ、警察庁刑事局長から各都道府県警察の長に通達された<<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/kasou.tsuutatsu.pdf>>。

⁴⁰ 第221回国会参議院本会議録第11号7～8頁（令8.5.8）

⁴¹ 公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所上席研究員

⁴² 人的情報から収集された、あるいは提供された素材情報に基づくインテリジェンス。

⁴³ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第5号10頁（令8.4.16）

⁴⁴ 国家情報局の前身の組織で、内閣情報調査室が正式な組織の名称。

⁴⁵ 第221回国会参議院内閣委員会議録第10号19頁（令8.5.26）

⁴⁶ 第221回国会参議院内閣委員会議録第7号2頁（令8.5.14）

性の高い情報がより多く集約されることが見込まれることに鑑み、施設・設備や構成員などについて万全の情報保全措置を講じること」との附帯決議が付された⁴⁷。

（６）情報部門における専門人材の確保等

情報部門におけるインテリジェンス人材の確保について、高市総理からは「昨今のインテリジェンス業務の高度化の状況を踏まえると、ＡＩやサイバーなどに関する専門人材の確保は重要な課題である。現在、特定任期付職員として指定職相当の俸給などにより民間出身の高度専門人材を登用したり、民間企業の優れた技術者の方々に、キャリアステップとして有用だと御本人や企業に思っただけの形で政府への出向を募ったりしている。こうした官民交流による専門人材の確保も進めていく」旨の答弁があった⁴⁸。

また、プロパー職員の比率を高めていく必要性等について、木原内閣官房長官からは「国際情勢やＡＩに代表される情報技術の進展といったものが、インテリジェンス業務の専門性を急激に高めており、これに対応できる専門人材として、プロパー職員あるいは中途採用も含めてその採用枠を拡大していく方針である。現在は、プロパー職員は全職員の３分の１程度となっている」旨の答弁があった⁴⁹。また、総合職職員の採用について、木原内閣官房長官からは「国家情報局は内閣の立場から企画立案の事務や総合調整事務を担当することになるため、総合職採用のニーズはこれから高くなると思っている。また、情報業務の高度化や専門化といったトレンドに鑑みても、総合職採用による高度な専門人材の確保を図ってもよいと考えている。私としては、総合職の採用は積極的に検討してよいと考えており、再来年の採用分から開始できないかということを経済方に検討を命じたい」旨の答弁があった⁵⁰。そして、国家情報局のプロパー職員に期待される役割について、政府参考人（内閣官房）からは「外国人との円滑なコミュニケーション、オールソースの情報分析、ＡＩや人工衛星など先端技術の活用や関連システムの開発など多岐にわたる。また、内閣の立場からの企画立案や総合調整を行う能力も備える必要がある」旨の答弁があった⁵¹。

さらに、処遇面について、木原内閣官房長官からは「危険や困難に見合った処遇の確保も、今後、インテリジェンス業務を政府全体で充実強化していく中で実施していかなければならない課題である」旨の答弁があった⁵²。

これらの議論を踏まえ、参議院内閣委員会では「情報部門の業務の専門性や複雑性などが増大していることに鑑み、国家情報局においては総合職職員の採用を検討するなど、プロパー職員の比率を高めていくこと。また、情報活動に従事する職員の給与等の在り方については、国家公務員全体の給与の在り方等との公平性に十分に留意し必要な検討を行うとともに、ＡＩやサイバーセキュリティ等に関する民間出身の高度専門人材の確保に当たっては、特定任期付職員制度等の活用についても検討を行うこと」との附帯決議が付さ

⁴⁷ 参議院附帯決議項目12

⁴⁸ 第221回国会参議院本会議録第11号7頁（令8.5.8）

⁴⁹ 第221回国会衆議院内閣委員会法務委員会外務委員会安全保障委員会連合審査会議録第1号7頁（令8.4.22）

⁵⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会法務委員会外務委員会安全保障委員会連合審査会議録第1号8頁（令8.4.22）

⁵¹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号25頁（令8.5.12）

⁵² 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第6号17頁（令8.4.17）

れた⁵³。

（７）養成機関の実現、共同研究を始めとした人材育成

情報部門における人材育成について、木原内閣官房長官からは「これまでの情報部門における人材の育成であるが、防衛省なら防衛省、警察庁なら警察庁と、それぞれの努力に依存していた。これから横断的課題が増大をしてきているこの状況において、省庁横断的な取組が低調であったことは、認めざるを得ない。所属省庁では扱っていない情報の種別ごとの基本知識のほか、経済安全保障、サイバー攻撃、偽情報の拡散による影響工作など、変化が著しい先端領域の情報理解及び外国情報機関の動向と手法、秘密保全の制度と対策、それらの省庁横断的な研修や共同研究を行いたいと考えている」旨の答弁があった⁵⁴。なお、省庁横断的な研修について、政府参考人（内閣官房）からは「民間事業者や海外の諸機関も含む外部の考え方やメソッドを取り入れることが重要である」旨の答弁があった⁵⁵。

また、国家情報局や今後設置されることが検討されている対外情報庁が各省庁からの寄せ集めではなくインテリジェンスに係る専門人材で構成されることの重要性に関連して、佐藤啓内閣官房副長官からは「インテリジェンスの業務に携わりたいと考えて国家公務員になろうと志す方が増えていくように、積極的な情報開示に努め、その魅力や使命の重大さを訴えかけていきたい」旨の答弁があった⁵⁶。

そして、情報要員の養成機関について、高市総理からは「昨今の複雑で厳しい国際環境においては、情報要員の組織的な養成を着実に進めていくことが重要である。そのため、体制面の検討はもとより、情報収集の手段やそれに合わせた人材育成など重要な課題が多くあると認識しており、これらを総合的に検討しなければならない」との答弁があった⁵⁷。

（８）情報収集衛星

内閣衛星情報センター⁵⁸が運用する情報収集衛星に関して、木原内閣官房長官からは「大規模災害その他の内外の緊急事態への対処や、安全保障上の重要な判断を的確に行うために重要な役割を果たしている」と考える。今後は、国家情報局が防衛省・自衛隊と緊密な連携をしていくことで、正確かつ迅速な政策判断や部隊運用に資する画像情報が適時に提供されるものだと思っている」旨の答弁があった⁵⁹。

また、関係予算及び人員について、政府参考人（内閣官房）からは「令和８年度当初予算額は約622億円となっている。また、令和７年度の当初予算額及び補正予算額の総額は約950億円となっている。なお、当初予算額及び補正予算額の総額は、過去３年で見ると、約

⁵³ 参議院附帯決議項目13

⁵⁴ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第7号3頁（令8.5.14）

⁵⁵ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号11～12頁（令8.5.21）。
なお、政府は、令和8年9月1日、元産経新聞ソウル支局長の加藤達也氏を、国家情報局の内閣情報分析官に起用する人事を発表している。

⁵⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第6号21頁（令8.5.12）

⁵⁷ 第221回国会衆議院本会議録第10号8～9頁（令8.4.2）

⁵⁸ 情報収集衛星の開発・運用、画像情報の収集・分析を行う組織（平成13年に設置）。

⁵⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第7号19頁（令8.5.14）

900億円から約950億円となっている⁶⁰。また、内閣衛星情報センターの人員数は令和8年4月1日現在で約380名となっている」旨の答弁があった⁶¹。さらに、機数等について、政府参考人（内閣官房）からは、「宇宙基本計画⁶²等に沿って機数を着実に増加させ、その機能の強化を図るとともに、撮像対象の選定や画像情報の分析結果に関し、関係省庁間で情報共有や意見交換をより緊密に行うことにより、収集した情報が一層効果的に活用されるよう取り組んでいく」旨の答弁があった⁶³。

（９）通信傍受情報

新設される国家情報会議や国家情報局が通信傍受等の権限を持つのか否かについて、政府参考人（内閣官房）からは、「本法案は、政府の情報活動に関する基本方針の決定や、各省庁が行う情報活動の総合調整を担う司令塔組織を新設しようとするもので、各機関の情報収集や犯罪捜査の事務や権限を新設するものではない。よって、通信傍受、逮捕、搜索、強制捜査といった権限を設ける規定は一切どこにもない」旨の答弁があった⁶⁴。

また、通信傍受情報の重要性について、小谷賢参考人⁶⁵からは「インテリジェンス分析の分野では、オール・ソース・アナリシスと言い、情報提供者からの情報、ヒューミント情報、通信傍受情報、シグント情報⁶⁶、衛星画像情報、ジオイント情報⁶⁷、公開情報、オシント情報⁶⁸、全てのこういった情報を集約し分析することで確度の高いインテリジェンスが生み出されるとされる。例えば、衛星で我が国に外国の漁船が多数押し寄せてくることが確認されても、通信傍受情報がなければその意図を把握することができない」旨の見解が示された⁶⁹。

４．今後のインテリジェンス政策の動向

「政府有識者会議」における検討に資するべく、情報防衛力の強化に向けた法制及び体制の選択肢と論点を提示するとされた自民インテリジェンス本部提言では、情報防衛力の強化を、①悪意ある活動を思いとどまらせる「抑止」、②脅威を把握する「収集」、③国民の信頼を担保する「監督」の三本柱で一体的に推進する必要があるとしている。以下では、同提言のうち、本稿の「３．インテリジェンス政策に関する主な国会論議」で取り上げた点に対応する部分を抜粋し⁷⁰、今後の政策の動向について整理する。

⁶⁰ なお、内閣衛星情報センターは令和9年度概算要求で、約1,833億円を要求している。

⁶¹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第7号5頁（令8.4.22）

⁶² 「宇宙基本計画」（令和5年6月13日宇宙開発戦略本部決定、閣議決定）では、「光学・レーダー衛星各4機及びデータ中継衛星を加えた機数増を着実に実施し、10機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成する」とされている。

⁶³ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号9頁（令8.5.21）

⁶⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第7号13頁（令8.4.22）

⁶⁵ 日本大学危機管理学部教授

⁶⁶ 通信・電波等の信号情報から収集される素材情報に基づくインテリジェンス。

⁶⁷ 画像情報や地理情報を加工・分析することにより得られるインテリジェンス。

⁶⁸ 公開情報からの素材情報に基づくインテリジェンス。

⁶⁹ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第8号3頁（令8.5.19）

⁷⁰ 例えば、本稿の他の箇所では附帯決議と表記されているところ、同提言では付帯決議と表記されるなど、表記にばらつきが生じているが、原文のまま抜粋している。

（１）民主的統制

自民インテリジェンス本部提言では、まず、「情報機関の正統性の確保には、合法性や成果のみならず、社会的受容性のチェックが必要である。情報機関に強力な権限を付与する以上、その活動が法と目的の範囲内にあり、社会的に受容されることを不断に検証する仕組みを一体として整備することは、能力強化の代償ではなく前提条件である」とした上で、「米国・英国・豪州などの主要国は、この監督を、議会による監視（議会監視）と、専門家による行政から独立した監察（独立監察）とを重層的に組み合わせることで実現しており、これが各国に共通する設計思想である」としている。

その上で、民主的統制（本稿 3.（１）に対応）に関連しては、主に以下のような提言がなされている（図表 2）。

図表 2 提言（民主的統制）

- ・当本部において、政府における「抑止」及び「収集」の強化の検討と並行して、以下の諸点に留意して、インテリジェンス機関に関する議会監視の強化の具体的方策について、検討する。
- ・情報監視審査会においては、今後インテリジェンス活動の強化に伴い適正に特定秘密等に指定された機微情報については、監督の対象となるが、さらに、特定秘密保護法の制定時に付された付帯決議に沿って、主要国の例も参考にしつつ、今後の政府におけるインテリジェンス能力強化に向けた作業の進捗に併せて政府から意見・提案を聴取しながら、行政・予算への監視対象の拡大や厳格な情報保全の仕組みを導入することを視野に、当本部において制度設計を行う。
- ・その際、インテリジェンスと特定秘密等の特性の違い、機密保全の重要性、監視強化と運用合理性の関係など、議会監視の構成・運用に十分留意する必要がある。
- ・当本部において、政府における「抑止」及び「収集」の強化の検討と並行して、以下の諸点に留意して、インテリジェンス機関に関する独立監察組織の具体的設計について、検討する。
- ・例えば、英国のインテリジェンス及び通信情報監察機関である I P C O⁷¹を参考に、サイバー対処能力強化法⁷²に基づき本年設置されたサイバー通信情報監理委員会のような、専門家の知見を活かした合議体の行政委員会を置くことも有力な選択肢である。その際、設置形態の在り方を含めて必要な法的措置を検討すべきである。

（出所）自民インテリジェンス本部提言11～12頁から抜粋

さらに、同提言では、「プライバシーや人権に十分配慮するのは当然であり、この点、議会監視と独立監察によって十分に監督されるよう具体的な措置を講じると共に、救済手続

⁷¹ 英国において、調査権限法（2016年制定）に基づき設置された独立機関が調査権限コミッショナー（I P C : Investigatory Powers Commissioner）であり、その事務局として、インテリジェンス及び通信情報の監察を行うのが調査権限コミッショナー事務局（I P C O : Investigatory Powers Commissioner's Office）である。

⁷² 脚注16を参照。

なども検討し、国民の安心を担保すること」としている⁷³。

（２）対外情報庁の設置等

対外情報庁の設置等（本稿 3.（２）に対応）に関連しては、主に以下のような提言がなされている（図表 3）。

図表 3 提言（対外情報庁の設置等）

- ・ 政府有識者会議において、令和 9 年度末までに独立した「対外情報庁」（仮）を設置するため、以下の諸点に留意して、法的措置及びそのあり方を検討すること。
- ・ 対外情報収集を担うヒューミント組織の中核として、独立した情報機関を設置すること。設置にあたっては、限られた人的資源を最大限有効に活用し、設置後直ちに稼働可能な組織設計とすること。また、政策部門からの独立を確保しつつ、外交アセットの円滑な利活用と運用上の齟齬を回避する観点から、英・豪などを参考に外務大臣の監督の下での独立の外局として設置することも有力な選択肢と考えられる。
- ・ なお、対象任務を広範な安全保障目的へと拡大するにあたっては、ヒューミント業務の危険性に鑑み、専門人材の確保及び育成の進展のペースにあわせて慎重かつ段階的に進めるものとする。
- ・ あわせて、海外で活動する要員の身分保全や関係者を含む安全の確保及び活動の国内法上の適法性を確保するための法制的要否や、専門人材の計画的な育成についても、組織の整備と一体で検討を進めること。

（出所）自民インテリジェンス本部提言 8～9 頁から抜粋

（３）防諜法制的整備

自民インテリジェンス本部提言では、まず、「諸外国においては、外国勢力のために行われる活動は、秘密情報の窃取にとどまらず、政治・選挙・世論への隠蔽された働きかけや、在留外国人コミュニティへの監視・威圧にまで及んでいることが、防諜法制のもとでの情報収集や捜査を通じて明らかとなっており、また我が国においても犯罪捜査の過程で外国勢力のための情報収集活動等が疑われる事例が出てきている」とした上で、「我が国には、こうした外国勢力のための隠蔽された代理活動や干渉行為そのものを捕捉する包括的な法制度がそもそも存在せず、防諜法制の整備は主要国に比して大きく立ち遅れ、結果としてこれらの行為を十分に抑止できていない」としている。その一方で、諸外国は、「こうした活動を、①外国代理人登録制度による代理活動の透明化と、②外国勢力による干渉行為に対する刑事罰の整備という 2 つのタイプの防諜法制によって抑止している」と指摘している。

その上で、防諜法制の整備（本稿 3.（３）に対応）については、以下のような提言がなされている（図表 4）。

図表 4 提言（防諜法制的整備）

- ・ 政府有識者会議において、以下の諸点に留意して、①外国代理人の登録等義務と、②外国

⁷³ 参議院内閣委員会では「情報活動を推進するに当たっては、日本国憲法が保障する基本的人権を保障すること」との附帯決議が付されている（参議院附帯決議項目 1 の後段）。

勢力による不正な干渉行為に対する刑事罰を含む、「外国干渉防止法」(仮)の整備に向けた検討を進めること。

- ・ 外国人代理人登録制度の設計にあたっては、諸外国の先例も参考に、登録の実効性と事務負担の調整の観点から詳細を検討すること。また、代理活動の登録管理は、制度の中立性や実効性の確保の観点から、国家公安委員会⁷⁴が担当することが考えられる。外国代理人登録制度の運用にあたっては、関係諸機関での情報共有や連携を密に行うこと。
- ・ 外国干渉行為への罰則導入については、(a) 外国勢力との繋がりに着目した加重類型を整備するとともに、(b) 諸外国の類似法制と比較して現行法の処罰の空白を埋めること。例えば、外国情報機関の活動を支援し又は同機関から金銭等の便益を受け取る行為、外国勢力等のための欺罔等の手段による政治・社会への干渉行為、漏洩すれば我が国の安全や利益を害する国家情報を外国勢力等のために取得・漏洩する行為、民間が保有する安全保障上重要な営業秘密を外国勢力等のために取得・漏洩する行為などが、これらの対象として考えられる。
- ・ 一方で、このような法制化に当たっては、正当な外交・経済・学術・取材・報道活動を萎縮させないように、諸外国の立法例に倣い、「外国勢力」等の定義や干渉行為に該当する行為の明確化を図ること。

(出所) 自民インテリジェンス本部提言 5 頁から抜粋

なお、提言の「別紙 2：各国の防諜法制の概要」では、米国、英国、フランス、カナダ、オーストラリアにおけるいわゆる「外国代理人登録法」の概要が示されており、こうした先例も参考に、登録の実効性と事務負担の調整の関係から、政府有識者会議において制度の詳細が検討されていくものと思われる。

(4) インテリジェンス基盤の強化

インテリジェンス基盤(本稿 3.(4)～(7)に対応)の強化については、以下のような提言がなされている(図表 5)。

図表 5 提言(インテリジェンス基盤の強化)

- ・ 国家情報局は、同志国に倣い、首相官邸など枢要な政府施設や会議への携帯電話や電子機器の持ち込みルール及びセキュリティチェックのあり方など防諜プロトコル全体の抜本的な見直しを進めること。国家情報局は、文章レポート形式によるインテリジェンス・ブリーフィングの徹底や、省庁間の安全なインテリジェンス共有システムの構築など、第一次提言⁷⁵に掲げたインテリジェンス・サイクル強化策の実装を早急かつ着実に進めること。
- ・ 国家情報局は、同志国に倣って、インテリジェンス機関が収集・作成した情報やレポートについて、機密度と内容に応じて、政府サイドを含む政府内の関係部署に共有範囲を決めフィードバックが得られるような電子的な共通プラットフォームを早急に構築すること。

⁷⁴ 国務大臣である委員長と 5 人の委員の計 6 人で構成される合議制の行政委員会であり、警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図ろうとするものである。

⁷⁵ 令和 8 年 3 月 3 日に公表された「我が国のインテリジェンス機能の抜本強化に関する提言」のことである(<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212596_1.pdf>)。

またインテリジェンス機関の情報共有基盤である「トップシークレットクラウド」の整備を加速すること。同時に、システム整備を待たずに必要に応じた省庁間の情報共有の更なる推進を加速すること。

- ・各省でインテリジェンス業務に関わる人材が、安心して職務に専念できる人事・処遇等のキャリアパスの設計・強化に早急に取り組むこと。
- ・国家情報局は、関係省庁と連携して、各省庁のインテリジェンス業務に省庁横断の教育訓練制度（インテリジェンス・アカデミー）の創設や、同志国情報機関との連携協力の深化に向けた人材交流・派遣の制度化など、組織的な人材育成を推進すること。我が国にノウハウが不足する分野については、当初は同志国の支援を受けることも検討すること。

（出所）自民インテリジェンス本部提言13頁～14頁から抜粋

（５）内閣衛星情報センターの人員増強等

内閣衛星情報センター（本稿３．（８）に対応）の強化については、以下のような提言がなされている（図表６）。

図表６ 提言（内閣衛星情報センターの人員増強等）

- ・国家情報局は、内閣衛星情報センターの分析人員を増強し、24時間運用体制の早期実現を図ること。
- ・政府有識者会議は、衛星情報収集に関して国家情報局における収集と分析の独立性、防衛省との役割分担など、国益に資する在り方を模索すること。

（出所）自民インテリジェンス本部提言10頁から抜粋

（６）シギント能力の強化

自民インテリジェンス本部提言では、シギント能力について、「防諜の出発点は、脅威をいち早く察知することである。外国情報機関の活動やサイバー攻撃、影響力工作の多くは通信ネットワーク上に痕跡を残すため、通信・電波等の信号情報の収集・分析（シギント）は、情報防衛力の中核をなす能力である。同盟国・同志国との情報協力においても、シギント能力とその法的基盤の有無が協力の深度を左右する」とその重要性を指摘している。

その上で、シギント能力の強化（本稿３．（９）に対応）については、以下のような提言がなされている（図表７）。

図表７ 提言（シギント能力の強化）

- ・政府有識者会議において、以下の諸点に留意して、対外情報に関する通信情報収集能力の強化のための法的措置の具体的設計を検討すること。
- ・外国情報機関等による影響工作や情報取得等の犯罪捜査の観点からの通信情報収集能力強化のため、「通信傍受法⁷⁶」の対象犯罪に特定秘密保護法違反及び新設する「外国干渉防止法」（仮）違反等を追加すること。
- ・安全保障の観点からの通信情報収集能力強化のため、一定の条件下において、外国機関等

⁷⁶ 脚注12を参照。

の活動解明に資する通信情報の収集・利用を可能とする制度（「対外情報収集法」（仮））の整備に向けた検討を進めること。その際、通信の秘密（憲法第21条）との整合性を確保しつつ、諸外国のシグント法制を参考に、対象や事態などに応じて行政的承認と独立した司法的関与を前提とする厳格な承認要件を課すこと。また、承認手続に加え、対象範囲の限定、取得した情報の最小化、保存期間と廃棄、独立機関による事後監査、苦情・救済手続といった監督の枠組みを、権限の付与とセットで一体的に設計すること⁷⁷。

- ・上記の制度の具体的な設計にあたっては、当本部において、（i）サイバー対処能力強化法の目的や対象の拡大等を含む更なる機能強化のための法改正と、（ii）安全保障目的の通信情報の収集・利用を可能とする「対外情報収集法」（仮）の制定という、双方のアプローチが議論された。政府有識者会議においても、この双方のアプローチを俎上に載せて検討を進めること。

（出所）自民インテリジェンス本部提言 7 頁から抜粋

5. おわりに

第221回国会（特別会）における国家情報会議設置法案の国会論議では、同法案の内容そのものに限らず、今後のインテリジェンス政策に関する議論も活発に行われ、そうした点が衆参の内閣委員会の附帯決議にも反映された。

令和 8 年 8 月 5 日に公表された自民インテリジェンス本部提言の内容は、国家情報会議設置法案をめぐる国会論議における政府側の答弁や衆参の内閣委員会の附帯決議とも整合的であり、今後、政府有識者会議においては、同提言をベースとして、制度設計に関する議論が行われていくものと思われる。一方で、国家情報会議設置法が施行された令和 8 年 7 月 31 日、日本弁護士連合会は会長声明を発出し、「今後、外国代理人登録法を含むインテリジェンス・スパイ防止関連法制の立法化に向けた検討が予定されているが、制度の必要性や人権侵害の危険性を踏まえた慎重な検討がなされることを強く求める」旨を要望しており、こうした点にも十分に配慮すべきであろう。

近時は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境とも評される中で、第217回国会（常会）で成立したサイバー対処能力強化法の中でも通信情報の利用が措置されている⁷⁸。通信情報の利用に係る同法の施行後の運用次第では、憲法第21条第 2 項で定める通信の秘密の問題やプライバシーの侵害等への懸念を惹起する可能性もある。

こうした流れの中で、シグント能力とその法的基盤の有無が同盟国・同志国との情報協力の深度を左右するといった点に鑑み、通信情報収集能力強化のため、外国機関等の活動解明に資する通信情報の収集・利用を可能とする制度整備に向けた検討を進めること等が提案されているが、こうした制度の実効性とプライバシーや人権への配慮について、どうバランスを図るべく制度設計を行っていくのか、慎重な検討が必要であろう。

（かきぬま しげし）

⁷⁷ この点については、「憲法21条が保障する通信の秘密やプライバシーを侵害する懸念がある。広範な傍受が本当に必要なのか。根本から議論しなければならない」との指摘もなされている（『朝日新聞』（令和 8. 8. 3））。

⁷⁸ 同法における通信情報の利用については、公布日（令和 7 年 5 月 23 日）から 2 年 6 月以内に施行。